

# 一般社団法人 群馬大学医学部医学科同窓会刀城クラブ定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 群馬大学医学部医学科同窓会刀城クラブと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、会員相互の親睦を図るとともに、群馬大学医学部の発展に寄与し、併せて学術研究の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と発展に関する事業
- (2) 会報、会員名簿等の発行
- (3) 講演会、研究会等の開催
- (4) 表彰・奨学・補助金制度の実施
- (5) 前各号の他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

(種別及び資格)

第6条 当法人の会員は次の各号に掲げる者とする。

(1) 正会員

ア 前橋医学専門学校及び前橋医科大学の卒業生並びに群馬大学医学部医学科の卒業生及び在学生

イ 群馬大学大学院医学系研究科の修了生及び在学生

(2) 特別会員

ア 正会員以外の者で、群馬大学医学部医学科、群馬大学大学院医学系研究科及び連携講座の教授、若しくは教授であった者

イ 正会員以外の者で、群馬大学医学部医学科、群馬大学大学院医学系研究科及び連携講座の教員、若しくは教員であった者、及び群馬大学に関係ある者で理事会の承認を得た者

(3) 名誉会員

当法人に対し功労顕著なる者で、理事会の承認を得た者

(4) 賛助会員

当法人の目的に賛同し、入会を希望する個人あるいは法人で、理事会の承認を得た者

(入会と会費)

第7条 正会員は、別に定める会費の納入をしなければならない。

2 特別会員は、別に定める会費の納入をもって入会の申し込みがあったものとみなす。ただし理事会の承認を得た者は会費の納入を免除することができる。

3 賛助会員になろうとする者は、別に定める会費の納入をもって入会の申し込みがあったものとみなし、理事会の承認をもって賛助会員となる。

4 前3項の既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(正会員の権利)

第8条 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、幹事と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)

(2) 一般法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)

(3) 一般法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)

(4) 一般法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)

(5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)

(6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

(7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付した退会届を会長に提出することにより退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議により除名することができる。ただし当該会員には議決の前に、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又は諸規則に違反し、もしくは総会の決議に反する行為を行ったとき
- (2) 当法人の名誉を著しく傷つけ、又は当法人の目的に反する行為を行ったとき
- (3) 当法人の会員としての義務に著しく違反したとき
- (4) 正会員である在学生在が、卒業又は修了資格を喪失したとき

(会員の資格喪失)

第11条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 除名されたとき

### 第3章 幹事

(幹事)

第12条 正会員による選挙により、正会員の中から幹事を選出し、幹事をもって一般法人法に規定する社員とする。

2 幹事の数は一〇〇名以上二〇〇名以内とする。

3 第1項においては、正会員は、等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事及び理事会は、幹事を選出する権限を有しない。

4 幹事の数及び選出方法は、総会の承認を得て別に定める規則の定めるところによるものとする。

(幹事の任期)

第13条 幹事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。

2 幹事が総会決議取消しの訴え(一般法人法第266条第1項)、解散の訴え(一般法人法第268条)、責任追及の訴え(一般法人法第278条)及び役員解任の訴え(一般法人法第284条)を提起している場合(一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む)には、前項本文の規定にかかわらず、当該

訴訟が終結するまでの間、当該幹事はなお一般法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該幹事は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。

## 第4章 総会

(構成)

第14条 総会はすべての幹事をもって構成する。

(会員の出席)

第15条 前条の規定にかかわらず、会員は総会に出席することができる。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 計算書類等の承認
- (2) 定款の変更
- (3) 理事会において総会に付議した事項
- (4) 理事及び監事を選任又は解任
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第17条 総会は、定時総会として毎年度10月に1回開催するほか、必要がある場合、臨時に開催することができる。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 臨時総会は以下(1)(2)の場合に、会長は速やかにこれを招集しなければならない。

- (1) 理事会において必要と認めるとき。
- (2) 総幹事の議決権の10分の1以上の議決権を有する幹事は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は、2週間前までに、その会議に附議すべき事項、日時、場所を記載した書面又は電磁的方法により幹事に通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、当該総会において選出する。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、幹事 1 名につき 1 個とする。

(決議の方法)

第 21 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した当該幹事の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項に係る議事は、総幹事の半数以上であって、出席幹事の議決権の 3 分の 2 以上で決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 会員の除名
- (4) 解散及び残余財産の処分

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうち指名された 1 名が署名又は記名押印する。

## 第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 23 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 30 名以内。
- (2) 理事のうち 1 名を会長とし、一般法人法上の代表理事とする。
- (3) 理事のうち 1 名を幹事長とし、一般法人法上の業務執行常任理事とする
- (4) 理事のうち 8 名以内を副会長とし、一般法人法上の業務執行理事とする。
- (5) 監事 2 名以内。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議により正会員の中から選任する。

2 会長、幹事長及び副会長は、理事会において、理事の中から選定する。

- 3 理事のうちいずれか1人の親族、およびその他特殊の関係がある者の合計が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事には、この法人の理事の親族、およびその他特殊の関係がある者、およびこの法人の使用人が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 幹事長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その業務を代行する。
  - 4 副会長は、この法人の業務を分担執行する。
  - 5 会長、幹事長、及び副会長は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は何時でも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
  - 3 監事は総会および理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事、監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事若しくは監事が第23条で定める員数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事あるいは監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員等の責任の免除)

第 29 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、総社員の同意がなければ、これを免除することができない。

(役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(委員会)

第 31 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員および学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(顧問)

第 32 条 当法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応えると共に、理事会及び総会に出席し意見を述べることができる。
- 3 顧問は、当法人の趣旨に賛同する者で、理事会において推薦し、会長が委嘱する。
- 4 第 3 項の規定による嘱託による顧問の他、医学系研究科長は、その任期の間、会長が顧問に嘱託する。
- 5 顧問の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 6 顧問の報酬は無報酬とする。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開催)

第 34 条 理事会は、定時理事会として毎年度、4 箇月以上の間隔をあけて 2 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 会長、幹事長及び副会長の職務の執行の監督
- (3) 会長、幹事長及び副会長の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款に定めのある事項

(招集) 第 36 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従い各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は会長とする。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事のうち指名された 1 名及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 7 章 基金

(基金の拠出等)

第 40 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集を行うことができる。

2 基金の募集及び割当て、払い込み等の手続きに関しては、理事会の承認を要するものとし、必要な事項を別に定めるものとする。

3 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

## 第8章 資産及び会計

### (事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

### (事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出しなければならない。なお、貸借対照表及び損益計算書については、定時総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第(1)号、第(3)号及び第(4)号の書類については、総会に提出し、第(1)号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 本条第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (剰余金の不分配)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 定款の変更、解散及び清算

### (定款の変更)

第45条 この定款は、総会における、総幹事の半数以上の出席があつて、総幹事の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、国又は地方公共団体若しくは国立大学法人群馬大学に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の、事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務職員は、有給とする。
- 4 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 5 事務局の運営に関し必要な細則は別に定める。

## 第11章 附則

(最初の事業年度)

第49条 本会の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年8月31日までとする。

(細則)

第50条 この定款に定めるもののほか、運営に関し必要な細則は、理事会の決議によって別に定める。